

地域新エネルギー調査・設計導入強化事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 地域新エネルギー調査・設計導入強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、地域における新エネルギーの導入促進を図るため、市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等（以下「新エネビジョン等」という。）に基づいた具体的な導入可能性調査を補助するほか、導入を前提とした設計に係る費用に対して、予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 市町村

(2) 市町村及び法人、任意団体その他知事が適当と認めた者を構成員とする団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（次条において「補助対象事業」という。）は、地域における新エネルギーの導入促進について、補助対象者が行う次の事業とする。

(1) 地域新エネルギー導入可能性調査事業

新エネビジョン等に位置づけられているプロジェクト、実証実験及び事業等の可能性を調査するための事業

(2) 地域新エネルギー設備設計事業

将来的な新エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及び当該設計に要する調査事業

2 前項に定める事業については、次のいずれにも該当しなければならない。

(1) 北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成12年北海道条例第108号）及び北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例施行規則（平成12年北海道規則第264号）に規定する新エネルギーの導入推進に関するものであること。

(2) 他の道事業に採択されることがない事業であること。

(補助対象経費、補助率及び限度額)

第5条 補助対象事業を行うために必要な経費であって補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び限度額については、別表の定めるところによる。

(事業計画の提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する期日までに、事業の内容等を記載した事業計画を提出し、知事の認定を受けるものとする。

2 事業計画の提出は、別記第1号様式又は別記2号様式の事業計画書により行うものとする。この場合において、当該事業計画書の提出にあつては、所轄の総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）を経由するものとする。

(有識者会議)

第7条 知事は、事業計画の認定に際し、有識者より意見を聴取する有識者会議として、地域新エネルギー調査・設計導入強化事業有識者会議（以下この条及び次条において「有識者会議」という。）を開催する。

2 有識者会議においては、前条第1項の規定により提出された事業計画について次の観点から意見を聴取するものとする。

(1) 地域新エネルギー導入可能性調査事業

ア 当該市町村の新エネビジョン等に基づくものであること。

イ 事業可能性調査の内容に具体性があり、新エネルギーの導入推進に資するものであること。

ウ 事業可能性調査対象事業について、その内容が実用段階にあるものであること。

エ 地域特性を十分活かした効果的な新エネルギーの導入に向けたものであること。

オ 道内への波及効果が高いなどのモデル性が高いものであること。

(2) 地域新エネルギー設備設計事業

ア 地域新エネルギー導入可能性調査事業又はそれと同等の内容と認められる調査結果に基づき、その実現に向けたものであること。

イ 売電収入による投資回収又は熱利用（該当する場合に限る。）、環境教育への貢献、新たな産業への雇用創出効果その他防災拠点としての活用等の可能性が十分見込まれる若しくは検討されており、地域特性を十分活かした効果的な新エネルギーの導入に

に向けた設備設計であること。

ウ 将来的な新エネルギー設備の導入に際するイニシャル及びランニングコスト等、無理のない事業計画・事業運営体制が構築されているものであること。

エ 補助対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年度以内に当該設計に基づく新エネルギー設備を導入できるものであること。

オ 道内への波及効果が高いなどのモデル性が高いものであること。

3 有識者会議の組織及び運営については、別に定める。

(事業計画の認定)

第8条 知事は、有識者会議の意見を踏まえ、事業計画の認定の可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、事業計画に修正を加えて認定を行うことができる。

3 知事は事業計画を認定したときは、補助対象者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 事業計画の認定を受けた補助対象者は、第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、総合振興局長等に対し、別に指定する期日までに、補助金等交付申請書（経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号による告示様式。以下「経済第〇号様式」について同じ。））に、次に掲げる書類を添付して補助金の交付の申請を行うものとする。

(1) 経済第2号様式 事業計画書

(2) 経済第7号様式 補助金等交付申請額算出調書

(3) 経済第10号様式 経費の配分調書

(4) 経済第11号様式 事業予算書

(5) 経済第23号様式 資金収支計画書（市町村の場合を除く。）

2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付の申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りではない。

(補助金の交付の決定)

第10条 総合振興局長等は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合において、当該補助金交付申請書等の審査等により適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第11条 前条の規定による通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による補助金の交付の決定があった事業（以下「補助事業」という。）を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経済第14号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書により総合振興局長等の承認を受けなければならない。

(事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、経済第15号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに総合振興局長等に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の経費の配分の変更)

第13条 補助事業者は、補助事業の経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第12号様式による補助事業等変更承認申請書により総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費の費目間における20パーセント以内の変更の場合においては、この限りでない。

(補助事業の内容の変更)

第14条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第12号様式による補助事業等変更申請書により総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更がない場合であって、その事業量又は事業費について20パーセント以内の変更をするときは、この限りでない。

(財産の管理及び処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

2 前項に規定する財産のうち、北海道補助金等交付規則第23条第4号及び第5号に掲げる知事が定める処分制限財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

3 補助事業者は、前項の処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。

4 補助事業者は、第2項の処分制限財産について、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年通商産業省告示第360号）で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするとき（次項において「処分制限財産の処分」という。）は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が第22条の規定による条件に基づき補助金の全部に相当する金額を道に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

5 知事は、前項の規定により、補助事業者が処分制限財産の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を道に納付させることができるものとする。
（産業財産権等に関する届出）

第16条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等（第23条第1項において「産業財産権等」という。）を補助事業実施年度又は補助事業実施年度終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後30日以内に別記第3号様式により総合振興局長等に届け出なければならない。
（実績報告）

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第11条の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月20日のいずれか早い日までに、経済第19号様式の補助事業等実績報告書を総合振興局長等に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 経済第2号様式 事業実績書
- (2) 経済第10号様式 経費の配分調書
- (3) 経済第20号様式 補助金等精算書
- (4) 経済第22号様式 事業精算書
- (5) 第15条第3項に規定する処分制限財産の台帳の写し
- (6) 補助事業において作成した調査報告書及び設計図面等の写し
- (7) 支出伝票や領収証書等、補助事業等に要した経費の支出を証する書面の写し
- (8) その他知事が別に指示する書類

（帳簿及び書類の備付け）

第18条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、補助事業の完了日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助事業の中に第15条第2項に規定する処分制限財産を有し、同条第4項に規定する処分制限期間を経過しないものがある場合は、当該処分制限期間を経過することとなるまでの間、財産管理台帳その他関係書類を整理し、及び保管しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第19条 総合振興局長等は、第17条の規定による補助事業等実績報告書の提出があった場合は、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第20条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

（事業化・普及状況の報告）

第21条 補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度以降5年間、毎会計年度終了後30日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の新エネルギー導入の事業化の状況について、別記第4号様式の報告書により総合振興局長等に報告しなければならない。

2 総合振興局長等は、必要に応じて、補助事業者に、前項の報告に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。

3 補助事業者は第1項の報告に係る証拠書類を、当該報告書の内容に係る会計年度終了後2年間保存しなければならない。

（収益納付）

第22条 総合振興局長等は、前条に規定する報告書により、補助事業者に当該補助事業の産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助事業に基づく成果の他への供与等により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する額

を道に納付（補助金の確定額の合計額を超えない範囲内に限る。）させることができるものとする。

（補助金の返還等）

第23条 総合振興局長等は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金(道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。
 - (4) 第15条第4項の規定に違反したとき。
 - (5) 補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 地域新エネルギー設備設計費補助事業の補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して3年度以内に当該設計に基づく新エネルギー設備の建設工事を完成させなければならない。
- 4 第1項から第3項の規定に違反した補助事業者に対して、総合振興局長等は期限を定めてその交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の交付の条件）

第24条 総合振興局長等が補助金の交付の決定をする場合は、補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日局総第453号副出納長通達）第1号様式に定める交付の条件のほか、第13条、第14条、第15条、第16条、第21条第1項及び第3項、第22条並びに前条の条件を付すものとする。

- 2 補助事業者は、第17条に規定する実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、同条に規定する実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第5号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

（成果の発表等）

第25条 総合振興局長等は、補助事業の名称、補助事業者名、所在市町村名、補助金額等を公表するものとする。

- 2 総合振興局長等は、第17条及び第21条に規定する報告書を本道における新エネルギーの導入促進のために活用し、必要に応じて、補助事業者に事業の成果等を発表させることができる。

（補助事業に対する調査等）

第26条 総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者等に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 補助事業者に対する調査を行う場合は、当該補助事業者の協力を得て行うものとする。

（雑則）

第27条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。